

北海道告示第10317号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、北海道立工業技術センターの平成30年4月1日から平成34年3月31日までの間における使用料の徴収に関する事務を次の者に委託した。

平成30年4月4日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 受託者の名称 公益財団法人函館地域産業振興財団
- 2 所在地 函館市桔梗町379番地